

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月公告第21号）の一部を次のように改正し、2025年4月1日から施行する。

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> 東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。</p> <p>2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。</p> <p>(注) 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号）</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第13号）</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月東日本旅客鉄道株式会社公告第76号）</p> <p><b>第1条の2</b> 日田彦山線BRT添田・日田間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> 東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の経営する鉄道と当社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸並びに当社線、当社を除く旅客会社の経営する鉄道と当社を除く旅客会社の管内に所在する連絡会社の経営する鉄道・軌道・索道・航路又は自動車線との間の旅客の連絡運輸（以下これらを「連絡運輸」という。）については、別に公告する場合を除いて、この規則を適用する。</p> <p>2 当社と連絡運輸を行う連絡会社・経由運輸機関名及び区間・接続駅・乗車券類の種別及び特殊取扱事項は、一時限りの連絡運輸を除いて、別表に定める。</p> <p>(注) 別に公告するもののおもなものは、次の各号に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号）</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第13号）</p> <p>(3) 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成3年11月東日本旅客鉄道株式会社公告第76号）</p> <p><u>(4) 東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第11号）</u></p> <p><b>第1条の2</b> 日田彦山線BRT添田・日田間の一部又は全部の区間を乗車する旅客の取扱いは、別に定める。</p> <p>(以下略)</p>